

広島県告示第六百四十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和七年六月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地	広島県尾道市木ノ庄町木梨、同市原田町梶山田及び同市木ノ庄町木門田地内			
	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域		
区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示方法及び警戒区域等に関する法律（平成十二年法律第五十七号）で定める事項
門田A（二〇一二）	急傾斜地の崩壊	門田A（二〇一二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
梶山田（一〇〇五〇―六）	急傾斜地の崩壊	梶山田（一〇〇五〇―六）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
梶山田（一〇五四―三）	急傾斜地の崩壊	梶山田（一〇五四―三）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
石畦奥川（七八一四隣m）	土石流	石畦奥川（七八一四隣m）	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県東部建設事務所三原支所に備え置いて縦覧に供する。